

下原新町地区防災計画

令和7年3月

下原新町自治会自主防災会

1. 基本方針

災害が発生した直後は、通信や道路の寸断、火災等の同時多発により、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。

そのようなときに発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

災害時においては、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地区における自主防災組織、ボランティア、企業がともに支え助け合う「共助」が重要です。「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、みんなで助け合いながら災害に強いまちづくりを進めます。

この取り組みを計画的に推進するために、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範として「下原新町防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図ります。

災害時における「自助」、「共助」、「公助」を確実に実行するため、この計画に基づく施策、事業等に取り組み、地区の防災力を高めていきます。

2. 地区の特性と予想される災害

(1) 下原新町地区の特性

下原新町地区は芳賀工業団地東側に位置し、河川や急傾斜地は無く土砂災害や河川洪水などの災害発生の危険区域には該当しない。

(2) 予想される災害

① 集中豪雨・線状降水帯の発生や台風等による災害

家屋や道路への浸水、道路の分断

② 地震による災害

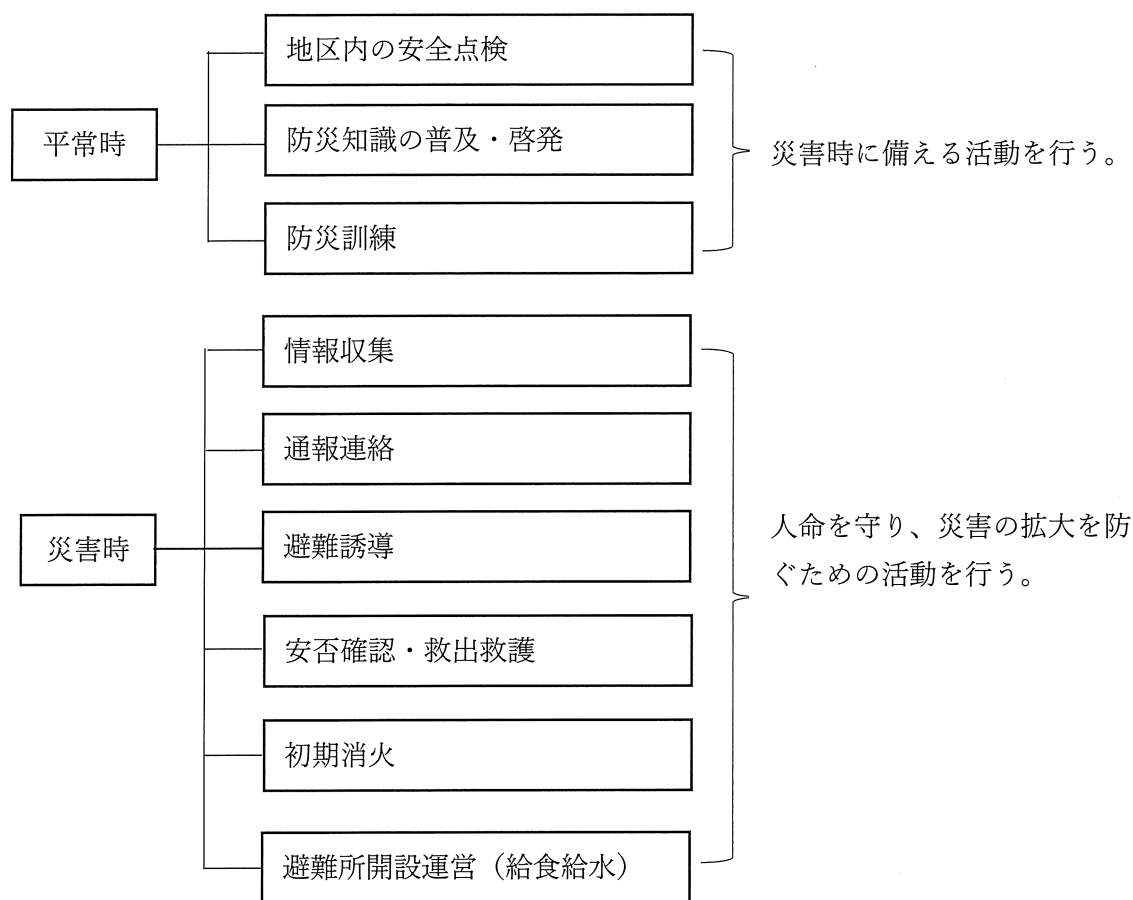
家屋の倒壊・屋根瓦の落下や火災

倒木や電柱の倒壊

3. 計画名称、対象地区及び計画主体

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 計画名称 | 下原新町地区防災計画 |
| (2) 対象地区 | 下原新町地区及び下原新町地区の住民 |
| (3) 策定主体 | 下原新町自治会自主防災会 |

4. 地区防災組織（防災会）の役割



5. 防災会及び個人の平常時の取組と災害時の行動

(1) 平常時の取組

防災会や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まずは自分や家族を守る「自助」の取組が必要です。

いざという時に、地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

① 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。

地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

② 地区内の安全点検

防災の基本は、自分たちの住む地域を知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所等を確認し、改善のための働きかけを

行います。

③ 防災用品の整備

防災資機材は災害発生時に役立ちます。地区での防災資機材を整備し、日頃の点検や使用方法を確認します。

また、各家庭での非常用備蓄品の啓発活動を行い、日頃から災害に対する備えを推進していきます。

④ 防災訓練

防災訓練は、いざというときに慌てず適切に対応するために欠かせない活動です。地区住民に積極的に参加を呼びかけ、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災等、様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

① 災害発生時(当初)の行動

- ・身の安全を確保する。
- ・電気器具等の電源を切り、ブレーカを落とす。
- ・家族等の安否確認や屋外の安全確保を行う。
- ・災害情報を取得する。

② 安否確認

- ・安否が不明な場合は、救助活動を行う。

③ 初期消火(119番通報)

- ・火災の発生・発見時は、協力し合い初期消火に努める。
- ・火が大きくなり消火が困難な時は、身の安全を確保する。

④ 救助活動

- ・救出・救護が必要な場合は、協力し合い救助活動を行う。
- ・救助に活用できる資機材は、日頃から管理しておく。

⑤ 避難行動

- ・自宅を離れて避難する場合は、行政区長や隣近所に連絡する。

⑥ 風水害や地震発生時

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報や災害情報を取得する。
- ・河川の氾濫等、水害の危険があるときは、近づかない。

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、高齢者がいる世帯は速やかに避難を開始する。(警戒レベル3)
- ・「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」が発令されたら、指示された避難場所に避難する(管理センター)。(警戒レベル4)

6. 防災会及び個人の平常時の取組と災害時の行動

町から提供される要支援者名簿(会長が保管)を参考にして、安否確認・救出救護班においては、対象者の安否確認や情報提供等の支援が実施できるよう努める。防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

7. 防災体制

(1) 防災体制

別紙「下原新町自治会防災会自主防災組織表」のとおり

(2) 防災拠点

4号緑地 児童公園

(3) 避難場所

芳賀町工業団地管理センター(避難場所開設:芳賀町役場へ確認)

8. 緊急時の連絡先

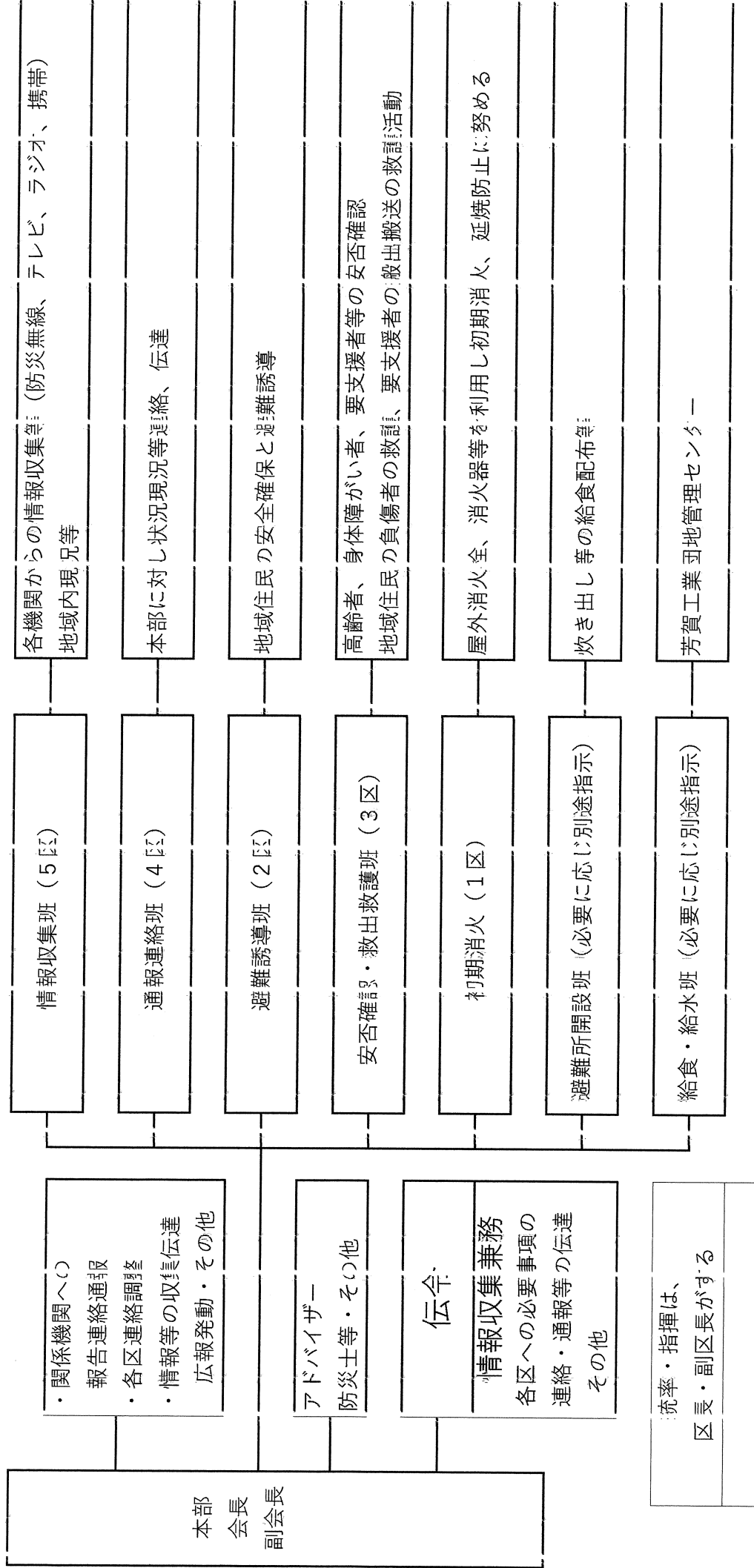
No.	施設名	電話番号等
1	芳賀町役場(代表)	677-1111
2	真岡消防署芳賀分署	677-0212
3	真岡警察署祖母井駐在所	677-0004
4	芳賀中部上水道企業団	677-1661
5	東京電力	0120-982-299
6	NTT 東日本栃木支店	615-7541
7	災害用伝言ダイヤル	171
8	芳賀町地域包括支援センター	677-6080
9	芳賀町社会福祉協議会	677-4711

下原新町自治会自主防災会 備蓄品リスト

令和7年度

番号	品名	単位数	総数	単位	備考	保存期間	購入日
1	メガホン		1	個			
2	スリッパ		24	足			
3	担架 (アルミ折り畳み式)		1	個			
4	毛布 (竹コーポレーション)		10	枚			
5	災害対応救急箱	50人用	1	個			
6	エアヘッドABD-IN (アイリスオーヤマ)		10	個	4個×2+2=10		
7	非常用飲料水 (東京コロニー)	24本入	1	箱	R4.10防災訓練用残り24本	2028.2	
8	天然水	24本入	3	箱		2029.3	
9	缶入りパン チョコチップ		19	缶		2027.11	
10	缶入りパン レーズン		43	缶		2028.6	
11	一時避難場垂水幕 (社福) 名古屋タイトハウス		5	本			
12	マット (15×120cm)		5	枚			
13	テント (ミスタークイックT-23)		1	式	文字入「下原新町」		
14	T-23用三方幕		1	枚	スソ回り テント用		
15	テント重り (鋳物)		4	個	テント固定用		
16	ブルーシート#3000 3.6m×5.4m		5	枚			
17	剣先スコップ		5	個			
18	ヘルメット		10	個			
19	蛍光オレンジ 再替えベスト		10	着			
20	キャリー		1	台			
21	ビニール		10	袋			
22	ビニール紐		1	個			
23	ガムテープ		2	個			
24	ハンドビニール	100枚入	1	個			
25	アルコール除菌ハンドジェル		3	本			
26	アルコールスプレー		2	本			
27	マスク	50枚入	2	個			
28	ハサミ		15	個			
29	カッターナイフ		17	個			
30	マジック		10	本	黒		
31	パーテーション段ボール		5	枚			
32	簡易トイレセット	100セット	1	個		2030.6	
33	空気入れ		1	個			
34	空気入れ 簡易		9	個			
35	軍手		12	双組			
36	ビニール手袋 (L)	150枚	1	個			
37	ビニール手袋 (M)	200枚	1	個			
38	多目的タオル	10枚	1	個			
39	ペーパータオル		200	組			
40	ビニールエプロン (感染症防止)		4	個			

下原新町自治会防災会自主防災組織表



各区长・副区長共通事項 ①避難住民の安全確保 ②避難住民の安否確認照合 ③高齢者、身体障がい者、要支援者安否確認照合 ④その他必要事項

